



飲酒運転の根絶!!

長崎警察署

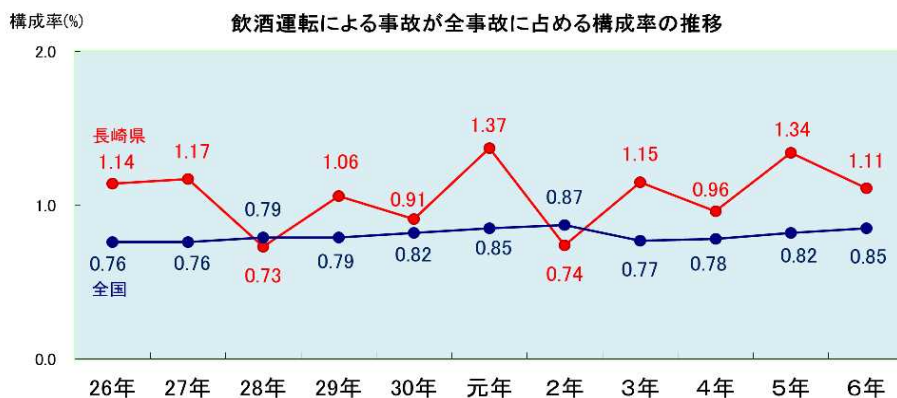
1

飲酒運転による交通事故の現状

令和6年末

- 前年に比べ、発生件数、死者数、負傷者数とも大幅に減少しているが、飲酒運転の事故は依然としてなくなるしない。

長崎県内	発生件数	死者数	負傷者数
令和5年	36	4	43
令和6年	26	1	38
増減数	-10	-3	-5
増減率(%)	-27.8	-75.0	-11.6



飲酒運転の事故は長崎は全国平均より上回っている!



全国全国及び長崎県の飲酒運転による事故構成率の年別推移(各年12月末)ただし、6年は11月末

ベテランドライバーによる飲酒運転事故が多い

- ・ 運転経験が10年以上のドライバーが約6割

2

飲酒運転追放三ない運動

- ◎ 酒を飲んだら運転しない!
- ◎ 車を運転する前には、酒を飲まない!
- ◎ 車を運転する人には、酒を出さない!



3

飲酒運転の罰則

アルコールの摂取量に関係なく、いわゆる酔った状態で運転した場合

罰則
5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

行政処分
点数35点
……免許取消し(欠格期間3年)

呼気1リットル中、0.15mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転した場合

罰則
3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

行政処分
呼気中アルコール濃度が
●0.25mg/ℓ以上
点数25点…免許取消し(欠格期間2年)
●0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満
点数13点…免許停止(90日)

※欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に運転免許を受けることができない期間
※上記の欠格期間は、前歴及びその他の累積点数がない場合の年数

4

飲酒運転周辺者の罰則

車両等提供の禁止

飲酒運転をするおそれのある者に車両等を提供した者に対する罰則

運転者が酒酔い運転
5年以下の懲役 または
100万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転
3年以下の懲役 または
50万円以下の罰金

酒類提供の禁止

飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供した者に対する罰則

運転者が酒酔い運転
3年以下の懲役 または
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転
2年以下の懲役 または
30万円以下の罰金

同乗の禁止

運転者が飲酒していることを知りながら、要求または依頼して、その車両に同乗した者に対する罰則

運転者が酒酔い運転
3年以下の懲役 または
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転
2年以下の懲役 または
30万円以下の罰金

5

ハンドルキーパー運動の推進



- ◎「ハンドルキーパー運動」※の推進
- ※「ハンドルキーパー運動」とは、自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。
- ◎タクシーやバス、電車等の公共交通機関や代行、送迎サービスの利用



☆「二日酔い運転」も飲酒運転です。☆

飲酒運転とは、一般的にお酒を飲んで車両等を運転する行為ですが、いわゆる二日酔いの状態でも、体内にアルコールを保有する状態で運転すれば飲酒運転になります。



前日夜遅くまで飲酒し、翌朝に二日酔いの状態で運転して酒気帯び運転で検挙された例もあります！

